

「ホームセンタージュンテンドー音戸店」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンタージュンテンドー音戸店

所在地 呉市音戸町波多見十一丁目5732-1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住 所
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後)

名称	代表者	住 所
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市遠田町2179番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住 所
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後)

名称	代表者	住 所
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市遠田町2179番地1

3 変更の年月日

令和3年4月20日

4 変更する理由

本店移転のため

5 届出年月日

令和3年9月21日

6 届出等の縦覧場所

- (1) 呉市産業部商工振興課（呉市中央4丁目1番6号）
(2) 呉市音戸市民センター音戸支所（呉市音戸町南隠渡1丁目7番1号）

7 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

- (1) 期間

令和3年9月24日から令和4年1月24日まで。ただし、土曜日、日曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から次の提出期限までに、市に対し意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和4年1月24日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課